

## 議会改革推進会議第3回会議

1 日 時 令和4年11月18日（金）午前10時50分開会  
午前11時52分閉会

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 出席者 委員長 瘡師富士夫

委員 山本 徹、奥野詠子、井上 学、山崎宗良、  
藤井大輔、亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正

I T活用検討委員会委員長 平木柳太郎

### 4 協議の経過概要

瘡師委員長 ただいまから第3回の議会改革推進会議を開会いたします。

なお、今回もI T活用検討委員会の平木委員長に出席をいただいております。

それでは、協議に入ります。

協議事項1、ハラスメントに係る相談体制の整備について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（川西次長・総務課長） それでは、資料の2ページをお開きください。資料1、ハラスメントに係る相談体制の整備についてでございます。

この会議において2回目の御議論ということになりますが、前回1回目の会議の意見としまして、具体論を検討する前に、研修会を受けてから内容を検討しようではないかということで、具体の議論はなされませんで、その後、上智大学の三浦まり先生の研修会を多くの議員の方に受講していただきました。

2番でございますが、その研修会で講師の三浦教授からは、いろんな御指摘をいただきまして、制度設計をするに当たって留意すべきことは2点ありますと。1点目が、相談者が安心して相談できる

窓口を設けること、これが重要であると。2つ目は、相談と、それを踏まえた処分、ないし指導ということですが、これを実施する人は区分したほうが良いと、実施主体を分けたほうが良いと。こういう御意見でございました。

こうした専門家の意見のほかに、内々に女性議員の方々にも素案をお示しして、相談体制の要綱案について御意見を頂戴して、それを踏まえた形で今回の案をお示ししております。

そこで、3の要綱案の概要を御覧いただきたいと思えます。

まず、相談の対象ですが、議員間に生じたハラスメントに関する相談を前提としております。

(1) 趣旨ですが、問題が生じた場合に、まず議会自らが対処すると。自律的な問題解決を図るということを念頭に、議員の方の意識向上を図ることも制度の趣旨、目的としております。

(2) 相談の申し出ですが、実際に相談されたい方が、どこに相談するかといいますと、最終的には外部の専門委員なのですが、まず議会内で起こったことということで、事務局を經由しまして、議長があらかじめ委嘱している外部のハラスメント防止委員に対して書面等によって相談の申出を行います。議会事務局を經由しますが、議会事務局職員がその被害を受けている方から根掘り葉掘りいろんなことを聞くということではなくて、単なる取次ぎだけをして内部には立ち入らないと。こういうふうに配慮しまして、相談のハードルを高くしないように留意しております。

(3) 外部有識者による委員会の設置ですが、相談の申出があった場合は、今ほど申し上げた委員で構成いたしますハラスメント防止対策委員会において、ハラスメントに関する事実関係のヒアリング調査等を行っていただきます。

(4) 対応措置等につきましては、委員会の調査結果を踏まえて必要に応じて、議長から加害者に対して注意喚起等の対応措置を講じます。ただ、その際に、相談された御本人がそこまで望まれない

という場合は、外部の委員会による調査とかヒアリング等にとどめて、議長を経由した指導等を行わないと。このように選択できる形にしまして、相談者に寄り添った制度設計にしたいと考えております。

4番の今後のスケジュールでございますが、第4回、第5回と、そのように日程案で議論を進めていただいて、最終的に第5回の会議で決定をいただきたいと考えております。

説明は以上であります。

瘡師委員長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、各会派から御意見を頂戴したいと思いますが、まず自民党さん。

奥野委員 このことについては、基本的にはこの方針でいいのではないかと考えていますが、議員同士のハラスメントが対象ということですので、基本的に全ての議員間で被害、加害になる可能性があるというものでありますので、このスキームでは事務局に議員が申出をして、議長が委嘱した議員のほうに対応をしてくれというようなものを書面で出すというようなことになりますが、私自身は、直接この第三者機関にまず申出をし、必要とあれば、そこから議会に情報を共有するという形のほうがいいのではないかなと考えています。

補足ですが、議会が自律的にこういう問題に取り組むということは、これは姿勢として大変大事だと思っておりますが、まずは議会内で解決をするということを趣旨、念頭に置くのかどうかということについては、私は、情報を共有して自助努力を働かせるのは大切ですが、まず議会内で解決しようみたいな、それを第一に置くというのは、ちょっと疑問があります。

瘡師委員長 分かりました。ありがとうございます。

次に、新令和会さん。

亀山委員 要綱案を見ていると、このとおりだなと私の会派は思っております。

このとおりでいいがですが、相談者を実務経験者、弁護士に直接つなげると。直接、相談の相手をしていただけると。相談内容が、ばれないと言ったら表現は悪いですけど、それが統一できれば、このとおり進めていただければいいがでないかなと私は思います。

瘡師委員長 それでは、立憲民主党・県民の会さん。

井加田委員 基本的なところは、この流れでいいと思いますが、今おっしゃったところは、少し検討が要るのかなというふうに思います。

もちろん議会内で解決というのもありなんですけど、こういうハラメントという内容ですので、やっぱり第三者機関に有効に相談できる体制をまず前面に出していただいて、ここは手続の問題であればあんまりこだわらないんですが、最初の段階から第三者機関に相談できるというのは、議会の内部においても必要ではないかなと、そんなふうに思います。

瘡師委員長 ありがとうございます。

次に、日本共産党さん。

火爪委員 私は、初めて取り組み出すことなので、まずこれでやってみて、その都度検討していけばいいのではないかなというふうに思っております。

奥野委員が言われたように、いろんな問題はもちろん可能性としてあると思うんです。例えば告発をするというのは、議会内の解決の仕組みを使いながら、御本人が記者会見で発表したり、マスコミに公表したり、別の公の通告の仕方を併用するというのももちろんできるわけですので、まず議会内で解決をしたい、取り組んでいきたいと思うときのツールだというふうに思います。これはこれで意味があるのではないかなと。

「事務局指定職員を通じて」と書いてありますので、その事務局指定職員が誰なのか、こういうことができるんだということを議員によく知らせておくということが大事。相談しやすい、告発しやすいということが大事なのではないかなと思っています。

事前にちょっと申し上げておいたのは、この制度はこれでいいと思うんですね、議員と議員の間と。ただ、舟橋村の話聞いていますと、議員が議会事務局職員に対するパワハラを行うという可能性もあるわけでありまして。

そういう場合に県庁内の相談を使うんだと思うんですが、ただ議会対職員ですので、そういうときの解決をどうするのかというのも一定整理しておいたほうがいいのではないかなというふうに申し上げておきました。そういう課題もあろうかと思っています。

これはこれでいいと思います。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

議員と職員の間に係るハラスメントの相談体制があると伺ってはいるんですが、それはどうなんですかね。

事務局（川西次長・総務課長） 職員が被害といいますか、ハラスメントを受けた場合は、議会事務局職員も人事課の窓口相談することができます。

瘡師委員長 分かりました。

それでは、次に公明党さん。

吉田委員 とにかく相談と処分の実施主体は分けたほうがいいということに関しては、このとおりだと思います。

それから、事務局指定職員を通じて議長が委嘱するその相談経験者や、これに対して書面または口頭により相談の申出をすると。

これで一遍やってみられたほうが私はいんじゃないかなという気はいたします。

とにかく火爪委員が言われたように、やっぱり何か不都合が生じたときに、またいろいろちょっと変更を加えたりするようなことがあってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、今この状態で一遍実施されたらいいと思います。

以上です。

瘡師委員長 次に、会派至誠さん。

杉本委員 火爪委員と全く同じです。

瘡師委員長 ありがとうございます。

今ほどいろいろと皆さん方からまた御意見もいただいたわけでありますが、先ほど、今後のスケジュールにもございましたように、次回また継続して協議を行いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、協議事項の2、議会における個人情報保護条例の制定についてです。

これは、先日、渡辺議長の下、各会派代表者会議の場において協議が行われました。11月定例会に条例案を出すということに決まりましたが、改めてその概要について事務局から説明をお願いしたいと思えます。

事務局（川西次長・総務課長） では、次に3ページの資料2を御覧いただきたいと思えます。

前回、この会議においては、全国議長会が定めた標準例をベースに我が議会でも作成しますということ報告しまして、その後、今ほど委員長から御説明があったように、各会派代表者会議で具体の検討をいただいて、一定の決定をしていただきましたので、その内容を御報告いたします。

各会派代表者会議では、9月8日と11月15日の2回にわたって検討いただきました。その中で、主な論点としましては、2点ございまして、全国議長会が作成した標準例に準拠させると、現行条例の個人情報保護の水準が後退してしまうのではないかと。2点目が、標準例を基本として、現行条例にある要配慮個人情報の取得制限などの規定を上乗せして残してはどうかという意見がございました。

そこで、事務局としましては、個人情報の保護水準は標準例でも十分に保たれていると考えてはおりますが、別途、現行条例の規定を一部残す条例案を作成いたしまして、執行部の法規係で専門的な

検討をしていただきました。

法規係によりますと、標準例に基づき条例を制定しても、権利保障の観点から、現行条例からは後退しません、規定ぶりが変わるだけですというのがまず1点。それから、もう一つが、標準例の保有制限規定に、現行条例の取得制限規定を重ねて書くと法解釈上ちよっとまずいことが起こりますと。法令に基づかない保有は禁止だが、取得ならば法令に基づかなくても可能なのかというふうに読めてしまう危険性が出てきて、適当じゃありませんという回答でありました。

なお、標準例に基づいて作成した条例案で、パブリックコメントを10月6日から27日の3週間実施いたしました。意見の提出はありませんでした。

また、この条例の制定について、全国の議会でどのように事務を進めているかと全国照会をかけましたが、全ての議会において、標準例に準拠するとの回答をいただいております。

こうした検討結果を踏まえまして、11月15日の各会派代表者会議において、標準例に基づいた条例案とすることについて御了承いただいたというところでございます。

そこで、条例案の概要についてかいつまんで御説明いたしますと、まず、1ですが、個人情報保護法の改正の経緯ということですが、

令和3年に個人情報3法が一本化されたのですが、その背景には、デジタル化が進んで個人情報をビッグデータとして活用するというような社会的ニーズがあって、各法それぞればらばら、独立した取扱いをしていると。地方自治体においては、そもそも法の対象外でありますので、自治体ごとに条例を制定して取り扱っていると。これを統一したいという国の思惑があって、なされた法改正でございます。

令和3年に、行政と独法、それから民間、それぞれ規定している個人情報保護法が改正されまして、一本化されました。その際に、

地方自治体も、これまでは各自条例で定めていたことをこの法律が直接適用するということに改正されて、その施行が来年の4月からです。

一方、地方議会はどうかといいますと、議会は、これまで執行部と同じ条例で取扱いをしておりましたが、三権分立の観点から立法機関は別途定めてくれということになりまして、全国の議会でそれぞれ条例を制定しなくてはいけないことになりました。

そこで、大変事務負担もございますし、全国議長会のほうで標準例と称して法律と整合する形で、しかも現行の自治体が持っている条例の水準を損なわないようなことを配慮しまして、総務省とも検討していただいて、標準例をお示しいただきまして、これに基づいてつくった案であるということでございます。

では、詳細に移りますが、まず(1)構成はこのとおりでございますして、(2)現行条例との主な違いを御覧いただきますと、主なものとしましては、個人情報の定義の中で、これまでは死者の個人情報が含まれておりましたが、新しい条例では、それは含まないと。法律においても、そうでございます。あと、保有の制限でございます。個人情報の保護水準は維持されますが、規定ぶりは変わりますという内容になっております。

(3)対象となる個人情報でございますが、これは議会事務局の職員が職務の遂行上作成、取得した個人情報でありまして、それを組織的に利用する目的で保有しているもの、そういう情報でございます。議員の方それぞれが議員活動で取得されている個人情報というのは対象外となっております。

(4)議会が保有する個人情報は、具体的にどのようなものがあるかということですが、これは極めて少ないんです。執行部ですと、病院とか社会福祉関係とか生活保護とか様々な情報を保有しておりますが、議会におきましては、請願、陳情、要望などをされた方、御本人の氏名、住所など、それから議員の方の政務活動費ですとか資



産報告といったことの関係の情報、あとは給与情報であるとか、それから携帯電話番号とか車両ナンバーとか、そういったものを議会事務局として保有しております。

そういうことで、あまりないといいたいでしょうか、間口が狭いということがまず1点言えるかと思えます。

(5)のその他でございますが、標準例に基づいて整備すると申しましても、サービスの水準においては現行条例が優れているものがございまして、例えば請求してから開示するまでの決定期限ですが、30日と標準例でなっているところを15日に短縮するとか、それから手数料は徴収しないといった規定は、現行規定をそのまま維持することにしまして、執行部と合わせて独自規定をそのまま継続するということになっております。

今後の予定でございますが、11月議会で条例が制定されて、来年の4月から条例・規程を施行すると、こういう案になっております。

説明は以上でございます。

瘡師委員長 ありがとうございます。

何か御意見があれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

火爪委員 各会派代表者会議が2回行われまして、そこで検討が進められてまいりました。我が党とすれば、この個人情報保護条例を新たに作成する必要はないと。今まで県が持っていた条例を議会がそれに準拠して使うということで十分なので、改正の必要はないと考えております。

そこで、国が来年4月から必要だということで変えましたので、国会では反対をいたしました、提出をするということはやむを得ないというふうに思っています。

11月議会への提出に当たっては反対をいたします。それで、提案者からも、我が会派は外していただきたいというふうに先日態度表明をいたしましたので、この場でも改めて繰り返しておきたいと思えます。

理由を一言で申し上げますと、今まで議会にも適用されていた県の条例にあった、優れた個人情報保護の仕組みが幾つか削除されているということでもあります。

1つは、要配慮情報を取得してはならないという規定がなくなります。要配慮情報というのは、性別はもちろんですが、LGBTQだとか、それから所属政党だとか障害の有無だとか、そういう重要な問題を扱ってはならないという規定がなくなると。

もちろんさっき御説明がありましたように、事実上そういうことはやらないという仕組みになっているからということ、標準例の見解はそうなんです、取得してはならないとか提供してはならないと明確に規定してあるということは、極めて大事だと思います。

扱う情報の間口が狭いという説明がありました。しかし、昨年、ジェンダー平等（制服及び校則の見直し）に関する請願が県議会に提出をされました。それをきっかけに検討して、請願者の個人名、住所は（ホームページで）公表しないという扱いをしたと思うんですね。明確にやっぱり個人情報に対する見解があるから、そういう基準をはっきりさせておいてあるからというふうに考えています。

それから、そういう情報をインターネットにつないではいけないとか、それから取得するとき、提供するときは、あくまでも本人の同意が必要だという規定もなくなります。

匿名加工情報、非識別作業をした情報の提供も可能になるということが明確にされているものでありますので、個人情報を守るという点で、やっぱりこの全国議長会が作成した標準例に基づくやり方は明確に後退になるというふうに認識をしております。

事務局の皆さんが策定をしていただいた努力については評価をしたいと思います。今御説明があったように、残すことができないのかとか、標準例以外でつくれないのかという問合せをいろいろしていただきました。それについては評価をする立場であります。

ただ、全国は皆これをつくっているから、そういうことはできな

いんだとか、やっぱり地方自治法に基づく地方の独自性が認められないという点では、いかがなものかと思っております。

我が党はそういう見解であるということをお伝えしておきたいと思えます。

以上です。

瘡師委員長 ほかにございますか。

事務局（川西次長・総務課長） 火爪委員の御指摘に関係して、少し補足の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、現行条例からの後退という論点から、例えば個人情報の本人取得、それから要配慮個人情報の原則取得禁止ということがなくなるという御説明でありましたが、現行条例におきましても、個人情報は、本人取得原則ではありますが、例外を幾つも決めておりまして、その中に法令等に基づく場合は個人から取得しなくていいというふうに現行規定で書いてあります。新しい条例は、個人情報を取得する場合は法令等に基づくと書いてあります。したがって、意味は同等であると考えております。

要配慮個人情報につきましても同様でございまして、現行条例において既に法令に基づく場合は可となっておりますので、後退ということには直接当たらないと考えております。

もう一点、現行の条例、執行部と合わせて適用されている条例をそのまま残してはどうかということでございしましたが、執行部のほうでは、これは法の直接適用になるということから、現行の条例を廃止するという方向で今手続が進もうとしております。廃止することとはなくなるわけですから、それを生かそうとすると、その条例を県の議会の条例として同じものをもう一度定めるという手続が必要となってくるということをおし添えておきたいと思えます。

以上でございます。

瘡師委員長 ほかにございますか。

火爪委員 事前にやり取りをしているわけですが、私は、取得しては

ならないとか守らなければいけないという明確な規定があるということが大事だということを申し上げました。法律に基づいてそれを提供可能にする場合も、原則提供してはならないという条文があるかないかということが極めて大事だと申し上げました。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、手続上、理論なんです、国の法律が変わったのでそういうふうにしなければならないと、もうその外堀が埋められているので。議会事務局の御苦勞はよく分かります。それは認めるというふうに申し上げております。

ただ、これまでの県条例をそのまま残すということを基本的な立場にした処理というのも、理屈としては可能なのではないかと申し上げているわけで、現実、国が全国一律に個人情報提供がよりしやすくするように法律を変えた中で、大変いろいろ厳しい作業だというのは当然承知の上です。国のこういう流れに対する疑問を私は呈しているわけで、国が決めたから、しなければならないからということで、地方自治体が全部それに従わざるを得ないという今の流れに対して異論を申し上げているということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

瘡師委員長 御意見として承ります。

この件につきましてはこのぐらいにいたしまして、時間の関係もございまして、次に協議事項3、議場からの避難訓練の実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局（川西次長・総務課長） では、次に4ページの資料3、富山県議会議事堂内における避難訓練の実施要領でございます。今回は、昨年に引き続いて2回目の訓練となります。基本的に昨年の訓練内容をベースに、一部新しい要素も加えております。

訓練の目的は、地震が発生したときの議会運営のやり方、それから議場から安全に避難するということを目的にしております。

日程としましては、11月定例会中の11月30日の代表質問日の本会議終了後、実施する予定でございます。

参加者は記載のとおりですが、議場の中におられる全員に参加をさせていただこうと思っております。

訓練の内容は、本会議の開催中に県内で震度7の地震が発生したとの想定に基づきまして、本会議場にいる全員が議場から避難をします。そして、本会議の延会手続とか避難手続の検証を行うというものでございます。

訓練の流れは、フロー図のとおりでございますが、初めに事務局から訓練の流れの概略を御説明しますので、その後、訓練の開始の合図として、緊急地震速報、それから地震の音源を流します。各自その場でシェイクアウト、身の安全を守る体勢を取っていただくと。揺れが落ち着きましたら、議長から暫時休憩の宣言をしていただきます。議事堂内の異状がないことを確認して、グループに分かれて避難を開始します。事務局職員の誘導に従って、議員の皆様は1階のロビーにおりていただくこととなります。傍聴者、執行部の皆さんはここで訓練終了となります。続きまして、そのまま1階で議会運営委員会を開催し、休憩後の本会議の運営について御協議いただき、その後、本会議が再開されましたら、議長から延会の宣告をしていただくと。

ここで訓練は一旦終了いたしまして、同席していただいている防災・危機管理課から講評をいただくということにしております。

ここまでは昨年の訓練と同じですが、新たな取組といたしますのは、発災後数時間後に各会派代表者会議を開催しまして、災害状況の報告ですとか今後の議会の方針決定について協議してはどうかと。あわせて、災害時のタブレットの有効活用の訓練も兼ねまして、Zoom等を活用して、一部の議員は別室にいていただいて、Zoom環境の中で会議運営ができないかと。そういったことを検討しているところでございます。

説明は以上となります。

瘡師委員長 何か御意見があればお聞かせください。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 このように実施されるということで御理解をいただきたいと思います。

次に協議事項4、議会に提出される資料及び会議録の配付の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（青柳議事課長） それでは、5ページ、資料4を御覧ください。議会に提出される資料及び会議録の配付の取扱いでございます。

今年度からペーパーレス化の取組といたしまして、議案書や常任委員会の報告資料等については、紙と併用いたしまして、電子データによる配付を試行しているところでございますが、令和5年度からは本格実施することとなっております。

これに併せて本会議等の会議録もペーパーレス化を進めまして、今後の資料の配付に係る取扱いを整理させていただきたいと考えています。

1番目は、執行部からの資料、それから議会事務局で作成している資料の配付状況でございます。各会派と議員個人のところに丸がついています。

それから、2番目です。来年度からの対応案でございます。議員一人一人への配付をやめまして、各会派の議員数を考慮し、控室用として数部配付することとすると。

なお、紙ベースの物は図書館等への配付にも必要ですので、残すということにしております。

理由につきましても、議案書や予算説明書は分量が多くて、執行部から本体を使用して説明を受けることが実務的にはないと。概要資料等で説明を受けているという実態があります。それから、会議録については、会議録検索システムがあり、キーワード検索で効率的に検索することも可能になっておりますので、一人一人への配付

は取りやめたいということでございます。

以上でございます。

瘡師委員長 ということでございますが、これにつきましては、各会派の中での検討も必要かと思いますが、今のこの時点で何か御意見があればお聞かせください。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 次回継続して協議を行いますので、各会派内での検討をお願いしたいと思います。

次に協議事業の4、議会日程ポスターについて、事務局からお願いしたいと思います。

事務局（柏議事課課長補佐） 議会日程ポスターについて、現状と課題等について説明させていただきます。

現状ですが、作成部数は、1定例会500枚を作成しております。配付先としては、あいの風とやま鉄道の富山、高岡、魚津、小杉の各駅、富山地方鉄道の電鉄富山駅ほか、県有施設、市町村、図書館、大学、専修学校、高等学校等に配付をしております。

それぞれ配付先での掲示の期間は、おおむね定例会の3週間前から定例会が閉会するまでの約8週間となっております。

ポスターの作成経費につきましては約100万円、印刷で20万円、駅の掲載に80万円ほどかかっております。

ポスター作成に係る経緯ですが、平成25年から、より多くの県民に議会を傍聴、視聴いただけるように、定例会の日程に加え、ケーブルテレビによる生放送だとかインターネット生中継、録画中継の方法等もポスターに記載し作成をしております。その時点の配付先は主要交通機関や県有施設、市町村、図書館でした。

平成27年4月は改選期でしたが、改選後の新たなメンバーで立ち上げた議会運営等に関する検討小委員会、議会改革検討会議の前身の組織になりますが、その委員会において、平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことか

ら、学生等に議会日程を周知し興味を喚起するという目的でつくっていきこうということになって、現在に至っております。

その時点で大学、専修学校を追加し、その後高校も追加しております。

その際には、デザインとして、議会日程を前面に押し出し、極力シンプルで分かりやすいものとするほか、学生等がスマートフォン等から議会ホームページに誘導できるようにQRコードを追加したというような工夫をしております。

3番の課題等になりますが、まず、(1)内容について、ポスターの作成、掲示、そして周知の期間を考えると、ポスターに盛り込める内容というのは、基本、日程しか盛り込めないのではないかと、いうところに課題があると思っております。

また、(2)掲示場所についてですが、駅での掲示にそれなりに費用がかかっていますが、駅は、私が見ている限りでは単なる通過点という感じで、よっぽどのインパクトでもない限り、ポスターの前で足を止めている人を見たことがないと思っております。

ほか、各施設におけるポスターの掲示についても、掲示場所は施設にお任せするしかなく、またそれぞれ施設には多方面からポスターの掲示依頼がありますので、少ない掲示スペースに埋もれているのが現状ではないかと思っております。

(3)番、一方で議会改革推進会議等でもいろいろ議論され、新たな取組を進めております。まず、平成29年度からはフェイスブックやツイッターでも議会情報の発信をスタートしておりますし、令和3年度からは、令和2年度の試行を踏まえた上で、全高校生へ広報紙を配付、また議員自らによる出前講座も実施、それにインターネットを使ったプッシュ型広告ということもスタートしております。

また(4)番、一方で議会においても、廃止も含めた事務事業の見直しなどに取り組んでいく必要が当然あると思っておりますし、県庁全体でもカーボンニュートラルの実現に向けた取組が必要で、議会にお



いても紙の使用量削減を図る必要があるのではないかと考えております。

そういった課題があるのではないかなと考えておりました、議員の皆さんで御議論いただければと考えております。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

今ほど説明がありました、ポスターの作成については今年で10年目となりました。個人的には見直しを考える時期ではないかなと考えるところでございますが、委員の皆さんから率直な御意見をいただければと考えております。

杉本委員 委員長からも話がありましたが、私も前から思うとるんです。これは、ここに書いてあるように、平成29年度からフェイスブック、ツイッターで情報発信、それから県議会の広報紙「TOYAMAジャーナル」を数年前からつくっております。

ですから、それにもお金をかけるわけですね。そうすると、ポスターについては、もうやっぱりやめてもいいのではないかと僕は思います。

瘡師委員長 廃止ですか。

杉本委員 廃止。

瘡師委員長 今ほどそういう御意見ございましたが、ほかに。

井加田委員 ちょっと検討してみたいと思うんですが、廃止は廃止の方向かなと思いますが、代わりにフェイスブックとかあるんですが、届けたい情報が、そういうものを利用していない人にも届く方法として紙も（必要かと）、紙媒体の物は、それが目に触れるかどうかもありますね。

だから、何かその辺で、全県民に行き渡るようなケーブルテレビとかいろんなツールは考えんなんがでないかなと、そんなふうに思います。

日程のお知らせは、「TOYAMAジャーナル」ではちょっと時期

的に周知の期間が合わないんじゃないかなとも思うので、そういう検討も要るがかなと思いますので、意見として言っておきます。

瘡師委員長 ほかにございますか。

杉本委員 言い忘れたんですが、僕はこの中では一番アナログ人間と、議会の中でもアナログ人間だと思うんです。それでも、その僕でさえフェイスブックで、議会でこういう質問をしますと。それを一応載せたんですよ。そしたら、それを見て、議会を見たという方は結構おるんですよ。

だから、それぞれの議員がそういう具合に工夫してPRすればいいので、これ、全体の議会日程があると言うたって、あんまり意味がないと思います。だから、やめるべきだと思います。

瘡師委員長 そうですね。この作成経費の中、100万円なんですけど、その内訳の中で、駅の掲載80万円というのは何かえらい高いような気がして。その分だけでもやめてもいいのかなと、私は個人的にはそんなことを思っておるんですが、何かございますかね。

火爪委員 私も80万円、駅構内はやめていいと思います、まず。それから、この間、策定をしたときも、ちょっとこれ、立派過ぎるんじゃないの、お金かけ過ぎなんじゃないのとずっと言ってきました。

残すとすれば、半分ぐらいの大きさにして、もうちょっと経費を安上がりにして、議会のコンサートのポスター、あそこまで下げなくてもいいけど。

やっぱり市町村議会に比べて県議会は、目立たないのは当然だと思うんです、身近な行政という点で。だから、いろんな屋内の事務所にぺたぺたぺたと貼っておくことによって、あ、県議会中やねとか、そういう……。だから、自分たち議員のテリトリーの中でも、ぺたぺたぺたと貼っておくことによって、アナログ人間にも見ていただけるということで、すばっと廃止してしまうのかどうなのかは、ちょっと躊躇するというところだと思います。

瘡師委員長 ありがとうございます。

自民党さん。

奥野委員 私も検討すべきだと思います。廃止も含めた事業の見直しということではありますが、まずは今のやり方がいいのかという、多分見直すべき要素はいっぱいあるんだと思います。

例えば、お金をかけてまで駅構内がいいのかということもあると思いますし、あとは、確かにあんまり目立たないよねというの、日程が何となくちょっと小さく書いてあって、大部分が議場の何か後ろから撮った写真になっているとか。これはやっぱり埋もれてしまうよねと言われたら、あ、そうだなと思うので、ぱっと目を引くのはどういうものなのかとか、どういう場所なのかとかということも含めて少し検討して、そして、こういうのだったら意味があるのかね、どうなのかねと、段階を踏んでいけばいいんじゃないかなと思います。

例えば、今度、2月定例会とかだったら、議場の後ろからの写真よりも、「円安、物価高騰。どうなる令和5年度予算」みたいな、こういうのがバーンと出ていたとしたら、みんなの目に留まるかなとか。何かもう少し、通り一遍のザ・議会ポスターみたいなものから少し脱却することも踏まえて検討されたらどうかなと思います。

瘡師委員長 ほかにございますか。

いろいろ御意見もございましたが、また各会派内でも検討いただいて、次回また継続して協議を行いますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に広報編集委員会の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（奥田調査課長） それでは、資料6番でございます。7、8ページ目の議会広報の充実ということで御報告させていただきます。

1点目でございますが、議会広報紙「TOYAMAジャーナル」のウェブ掲載の実施を行っております。

業務につきましては、業者に委託をしております、6月に公募

型のプロポーザルを実施させていただき、応募2者の中から選定させていただきました業者と委託業務を結んで掲載をしております。契約額は、記載のとおり189万9,000円余りでございます。

委託をお願いした業務の内容でございますが、インターネットによります広告の配信を行っております。動画、テキスト、バナーを活用しまして、県内在住の18歳以上のユーザーに対しまして、県議会のホームページの広告を配信いたしております。配信期間につきましては、7月12日から1か月間行ったところでございます。配信実績につきましては、約812万回表示をしております。なお、クリック数につきましては、4万4,381回ということで、率にしまして0.55%であったということでもあります。

2つ目は議会広報紙をウェブに掲載する代行業務ということで、「TOYAMAジャーナル」をデジタルブック化した形式のもので掲載をさせていただきました。

それから、ウェブアンケートも併せて実施をしております。7月から2か月余りで実施をさせていただきまして、その回答状況につきましては、次に記載のとおりでございます。御回答いただきました件数は150件、そのうち20歳未満の方が8割弱おられたというものでございます。

そのアンケートの中の項目として、議会に対する関心度につきましては、約3分の1の方から関心があると御回答いただいておりますが、まだまだ関心度が高くなっていないという状況でございます。

それから、広報紙につきましては、前回のものと比べまして少し読みやすくなったのではないかと御回答いただいた方が約5割、それから、今後も読んでみたいと思った方が56%という御回答をいただいております。

そのほか個別にいろいろな御意見をいただいておりますが、そこに記載のとおりでございます。

次のページ、2番目でございますが、主権者教育の推進でござい

ます。

前回の議会改革推進会議で御報告させていただいた以降に実施したもののみ記載をさせていただいておりますが、1つ目でございますが、高岡向陵高校でございます。

こちらにつきましては、10月12日に実施をさせていただいております。2学年の5クラス、議員のほうは12名の方が参加をいただいております。

高岡向陵高校では、実施前と実施後にアンケートを取っていただいております。関心度につきましては、実施後の関心度が10ポイント余り上がっておりますし、投票に対する意欲についても、同じように10ポイント以上上がっております。

今後の予定でございますが、来月12月9日、県立高校で初めて実施をする予定となっております。

実施場所につきましては、県立南砺平高等学校でございます。全学年3クラスで予定しております。参加をお願いしている議員は6名以上で今調整をしているところでございます。

報告は以上でございます。

瘡師委員長 山本広報編集委員長から何か補足がありましたら、お願いしたいと思います。

山本委員 広報編集委員会の取組ですが、今ほど御説明いただいたとおりでございます。

今回のアンケートの集計結果を受けまして、来年度の広報紙発行に向けて委員会のほうで議論してまいりたいと考えております。

「TOYAMAジャーナル」の発行に対しまして、皆さん方から大変御協力いただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

良い広報紙にしたいと思いますので、改善すべき点や要望などありましたら、ぜひ御意見を承りたいと思います。

また、主権者教育の推進についても取組を進めております。議会事務局から今説明いただいたとおりであります。

特に南砺平高校で出前講座をさせていただくことになりました。県立高校では初めての試みということであります。この平高校を皮切りとして、他の県立高校でも実施していけるように働きかけを続けていきたいと思っております。

皆さんにおかれましても、出前講座の講師として御参加いただくなど、いろんな形で御協力を賜りますよう、私、校長先生なら話できるよみたいなことがあれば、ぜひまた御協力いただきたいと思っております。

「TOYAMA ジャーナル」の発行、出前講座の実施など、本県議会の取組は全国的にも注目されているようでございます。というのも、群馬県、長野県、東京都台東区の議会から行政視察に見えられております。また、11月9日、10日に東京で開催されました第22回都道府県議会議員研究交流大会に藤井議員がパネリストとして招待をされ、本県議会の取組を紹介したところ、愛知県議会議員や法政大学の先生など多くの引き合いがあったとお聞きをしているところでございます。

本県議会の取組が今後さらに高い評価をいただけるように努力してまいりたいと思っておりますので、皆さん方の御理解と御協力、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

何か御意見がございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 それでは、次にIT活用検討委員会の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（柏議事課課長補佐） 9ページの資料7-1、議会におけるIT活用の取組等についての1つ目、タブレット端末についてですが、来年度、令和5年度からペーパーレス化の本格実施に向けて、タブレット端末の積極的利用を周知したいということを考えており

ます。本日のように、各種会議でタブレット端末を持参いただきたいと思います。また、令和5年4月は改選ですが、それに際しまして、タブレット端末の返却、端末のリカバリー等の取扱いについて、今後検討委員会のほうで詳細に協議をして、またお知らせしていきたいと思っております。

2つ目、ファイル共有サービスについてですが、現在各種資料はグーグルドライブというものを使って資料を配付しておりますが、その資料の管理については、それぞれ個人で保存先フォルダを作成し管理する必要がありますので、現在IT活用検討委員で、県庁執行部で利用するBOXというサービスを試行中でございます。そちらのほうが開覧性、保存等も容易ということで、それで試してみた上で、今後どうするかということも考えていきたいと思っております。また、3つ目には、全国的にはタブレット端末の導入に合わせて、ペーパーレス会議システムを導入しているところがほとんどですので、今後のタブレットの利用状況、また議員の皆さんの御意見も踏まえて、会議システムの導入についても併せて検討していきたいと思っております。

3番、オンライン委員会についてですが、来月、12月7日にIT活用検討委員会のメンバーで模擬的な委員会を実施したいと思っております。その際には、オンライン委員会の開催事由等も協議し、次回の議会改革推進会議で規定の改正案等を提示できるように進めていきたいと思っております。

4番は飛ばしまして、5番、その他ですが、これまで紙で作成していた資料、今日のようにこの資料を電子データ化してタブレット上で見るということをしてしておりますが、これまでつくっていたようにそのまま電子データ化するだけでは開覧等に困難を要する場合がありますので、今後は会議参加者がPCやタブレットの画面、また予特での大型ディスプレイ等で資料を開覧するということを前提とした資料づくりをする必要があるのかなと思っております。

これは議会だけに限らず執行部も同様でして、例えば法令等に基づき作成する資料を電子データ化して説明、報告等でそのまま使用することには無理が生じる場合があるのかなと思っております。決算特別委員会の総括説明の際の主要施策報告書のように、ページがあっちに行ったり、こっちに行ったりするような物をタブレットで見るのにはちょっと難しい部分もあるのかなと思いますので、それについてもやり方を考えていく必要があるのかなと思っております。

続いて、10ページの資料7-2、先ほど飛ばしましたが、常任委員会のインターネット録画配信についてです。

こちらは、これまで議会改革推進会議での検討結果を基に、今年度、令和4年11月定例会前の常任委員会から議会ホームページでの録画配信を実施することとしておりますので、よろしく願いいたします。

録画配信の方法につきましては、これまで御協議いただいたとおり発言席と答弁席を2分割した固定画面で配信ということになっております。

配信の時期ですが、開催日からちょっと時間がかかってしまうのですが、おおむね10日後に県議会ホームページに掲載ということで進めたいと思っております。

本会議や予特と違いまして生中継をしていないものですから、議会事務局職員のほうで録画したデータ、SDカードを業者に送ってそちらで編集して、その後に時間だとか質問項目だとかを入力するという作業が必要になってくるのでちょっと時間がかかってしまいますが、これも職員のほうが慣れてくれば若干早くなるのかなとは思っております。

報告は以上です。

瘡師委員長 平木委員長から補足等がありましたらお願いします。

平木議員 特にございませんですが、議場等のタブレット端末用の電源の確保について、今後検討項目に入れたいと思っております。



以上です。

瘡師委員長 承りました。

ほかに何か御意見等ございましたら。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 なければ、私のほうから、参考資料として多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要というものがございますが、去る10月24日に地方制度調査会の第8回専門小委員会が開催されまして、地方議会の在り方等が議題として協議をされました。

その概要の3番、議会の位置づけ等の明確化にありますとおり、議会が果たすべき役割や議員が職務に当たる上での心構えを地方自治法上に明確化する方向性が答申素案に盛り込まれたということでもあります。

地方議会については、地方自治法上、議会を置くとしか規定されておらず、議会の位置づけや議員の職務等を法律上明文化するということが盛り込まれたということでございます。

皆さん御承知のこととは思いますが、改めて御報告をさせていただきます。

それでは、次回の会議についてですが、現在日程調整中ですが、11月定例会後に開催したいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際、ほかに何か御意見等ありませんか。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 それでは、ないということでございますので、これをもって第3回議会改革推進会議を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。